

## 社会福祉法人広葉会役員等の費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人広葉会役員等（以下「役員等」という。）に対する費用弁償の支給について必要な事項を定めることを目的とする。

(費用弁償を支給する役員等の範囲)

第2条 費用弁償を支給する役員等は、次のとおりとする。

- (1) 理事
- (2) 監事
- (3) 評議員
- (4) 理事長が費用弁償の支給を必要と認めたもの

(費用弁償)

第3条 役員等が公務のため旅行したときは、費用弁償として交通費のほか別表に定める日当及び宿泊料を支給する。

2 役員等が理事会、評議員会又は監事会に出席した場合には、1日6,000円の費用弁償を支給する。

3 費用弁償については、前2項に定めるもののほか、社会福祉法人広葉会旅費規程を準用する。

(その他)

第4条 この規程に定めるもののほか、この規程の旅費に関して必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成14年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

第3条 第1項 費用弁償について変更し施行する。

別表3（第3条関係）

日 当 及 び 宿 泊 料

日 当 (1日につき) 6,000円	宿 泊 料 ( 1 夜 に つ き )	
	甲 地 方	乙 地 方
	13,150円	11,800円

備考

宿泊料の欄中甲地方とは、次の表に掲げる地域をいい、乙地方とはその他の地域をいう。

甲 地 方 の 地 域 表

都道府県	甲 地 方 の 地 域 表
東 京 都	特別区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、国分寺市、国立市、田無市、伯江市
神奈川 県	横浜市、横須賀市、川崎市、鎌倉市、逗子市、三浦郡葉山町
愛 知 県	名古屋市
京 都 府	京都市
大 阪 府	大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、東大阪市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、豊田林市、寝屋川市、和泉市、箕面市、高石市、泉北郡忠岡町
兵 庫 県	神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市
山 口 県	下関市
福 岡 県	福岡市、北九州市